

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	29 件

千葉国民年金 事案 3745

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

私は、申立期間についてA市BのC郵便局で国民年金の定額保険料と一緒に付加保険料を納付した。当時、経済的に支払能力があったことから申立期間のみ未納とする理由は無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年5月7日に国民年金の被保険者資格を任意で取得し、申立期間の前後は付加保険料を含めて納付するなど納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間であることから、申立期間の保険料は付加保険料を含めて納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3746

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

私は、昭和50年7月に国民年金に加入し、同年10月に結婚した後も任意加入で継続して国民年金に加入し、付加保険料とともに国民年金保険料を遅れることなく定期的に納付していた。申立期間の保険料は、付加保険料を含めて月額4,000円ぐらいをA市役所の窓口で3か月分をまとめて納付しているはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年7月に国民年金に加入し、同年10月に任意加入に種別変更してから57年1月に脱退するまで、申立期間を除き、付加保険料を含めて国民年金保険料を全て納付している上、60歳以降も国民年金に任意加入し、付加保険料を含めて保険料を納付しているなど、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後は付加保険料を含めて現年度納付しており、申立期間は3か月と短期間であることから、申立期間の保険料は付加保険料を含めて納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から63年3月まで

私は、母から「今日、国民年金の加入手続を行って来た。国民年金保険料はきちんと納付しておく。」と言われ、保険料は納付されていると思っていたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金被保険者の資格記録等から、A市において、昭和62年9月又は同年10月に払い出され、この時期に申立人の国民年金の加入手続が行われたことが推認できることから、同年9月を基準にすると、申立期間のうち、60年7月から63年3月までの国民年金保険料は現年度及び過年度納付が可能である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は、オンライン記録において、昭和62年4月から63年1月までの保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人の昭和62年度の保険料についてもその母と一緒に現年度納付したと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和59年3月から62年3月までの期間については、前述において推認した国民年金の加入時期を踏まえ、同年9月を基準にすると、当該期間のうち、59年3月から60年6月までの保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母は、昭和59年3月から62年3月までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間及び国民年金の未納期間である上、その母は既に亡くなっており、当該期間に

おける保険料の納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号
払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が
払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、当該期間の
保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無
く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情
も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと
認められる。

千葉国民年金 事案 3748

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年3月

私は、昭和63年3月に会社を退職した後、直ちにA市B区役所において、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は元妻が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年3月に会社を退職した後、直ちにA市B区役所において、国民年金の加入手続きを行ったと申述しているところ、申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の納付記録等から同年3月頃と推認され、申立人の申述内容と符合している上、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続きを速やかに行っていることから、国民年金保険料を納付する意思があったことがうかがえる。

また、申立期間は1か月と短期間であり、元妻も「申立期間の保険料を納付した。」と述べていることから、元妻が申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から39年12月まで
② 昭和40年4月から43年3月まで

私は、昭和37年1月頃に夫の仕事でA市からB市に転居したときに、夫が夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。39年11月にA市に戻った後についても夫が引き続き保険料を納付してくれたはずであり、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、B市に転居後、夫が夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、A市に戻った後についても夫婦一緒に保険料を納付してきたと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、B市において昭和38年4月に、A市において43年11月に、夫婦連番で2回払い出されていることが確認でき、申立人及びその夫は、手帳記号番号が払い出された以降に、それぞれの住所地において国民年金の加入手続を行ったことが推認できる。

また、申立期間②については、オンライン記録において、申立人の夫の保険料は納付済みであることが確認できるところ、B市の被保険者名簿によると、申立人及びその夫は申立期間②当時、A市に転出しており、A市における手帳記号番号の払出時期を基準にすると、申立期間②のうち40年4月から41年9月までの保険料は時効により納付できないこと、及び申立人の夫の特殊台帳では申立期間②に係る納付済期間は特例納付

ではないことから、申立人の夫は、B市において払い出された手帳記号番号で申立期間②に係る保険料を納付したことが推認でき、夫婦同時に加入手続きを行い、申立期間②後の保険料を夫婦共に納付していることを踏まえると、申立期間②の保険料についても、申立人の夫が自身の保険料と一緒に納付していたものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人に係るB市の被保険者名簿の検認記録欄には、保険料が納付された事実は記録されておらず、保険料と一緒に納付したとする申立人の夫も当該期間は未納である上、その夫は既に亡くなっており、申立期間①に係る保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月23日は30万円、同年8月22日は50万円、17年3月24日は39万円、同年6月23日及び同年8月24日は40万円、同年12月8日は39万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月23日
② 平成15年8月22日
③ 平成17年3月24日
④ 平成17年6月23日
⑤ 平成17年8月24日
⑥ 平成17年12月8日

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成15年6月、同年8月、17年3月、同年6月、同年8月及び同年12月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず標準賞与額が記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び事業主から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書及び事業主から提出された賞与台帳により、申立期間①は30万円、申立期間②は50万円、申立期間③は39万円、申立期間④及び⑤は

40 万円、申立期間⑥は 39 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成2年5月から3年9月までは34万円、同年10月から4年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月1日から4年4月30日まで
私は、A社に昭和62年9月から平成4年4月まで勤務していたが、2年5月から4年3月までの標準報酬月額の記録が実際の給与支給額より低いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額については、当初、平成2年5月から3年9月までは34万円、同年10月から4年3月までは36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（4年4月30日）の6日後の同年5月6日付けで、2年5月に遡及して標準報酬月額を20万円に引き下げていることが確認できる上、同日付けで標準報酬月額が遡及して訂正されている者は申立人を含め6人確認でき、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の履歴事項全部証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人は役員ではないことが確認できる。

さらに、A社の税務事務を受託していた会計事務所は、「会社の代表者印は社長が管理していた。」と証言している上、申立人は、「私は、当該事業所で経理の仕事をしていたが、社会保険の事務は行っていない。社会保険の事務は社長が行っていた。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所当初届け出た、平成2年5月から3年9月までは34万円、同年10月から4年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年7月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成7年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成10年8月から11年7月までの標準報酬月額の記録については、申立人は、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年5月1日から同年8月1日まで
② 平成10年8月1日から11年8月26日まで

私は、平成7年5月からA社に勤務しており、給与も同年5月分から支給されていた。申立期間①について、給料明細書を見ると、社会保険料が控除されていると思うので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②の標準報酬月額が47万円に下がっているが、給料明細書を見ると、53万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成7年7月1日から同年8月1日までの期間については、申立人から提出されたA社の給料明細書により、申立人は、

平成7年7月について報酬月額（総支給額）に見合う標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成7年7月の標準報酬月額については、上記給料明細書により53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成7年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年7月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成7年5月1日から同年7月1日までの期間については、申立人から提出された給料明細書により、同年5月及び同年6月の「厚生年金保険及び基金掛金」欄において、保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人は当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された平成10年8月から11年7月までの給料明細書（11年6月を除く）及び11年給与所得の源泉徴収票により、申立期間②の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、47万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が47万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 3818

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

私は、申立期間当時、A（機関）B事業所に勤務しており、平成16年12月分賞与として45万円が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に当該賞与の記録が含まれていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書、A（機関）B事業所が提出した受付印の無い健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び事業主回答書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書の保険料控除額から、45万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が提出した申立期間に係る賞与支払届には社会保険事務所（当時）の受付印が無いことから、事業主から当該賞与に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月28日から同年10月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を同年8月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月28日から同年10月9日まで
② 昭和43年7月21日から44年2月1日まで

私は、昭和39年3月から43年7月に退社するまで、A社に勤務し、申立期間は同社D支店から同社C支店に転勤した時期だったと記憶している。

また、その後も引き続いて、子会社のE社に、昭和47年3月まで勤務した。申立期間の年金記録がいずれも欠落しているため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間①直前に勤務していたA社元D支店長、転勤先の同社元C支店長及び同社の複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和40年8月28日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履

行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、元事業主及び複数の元同僚の証言から、申立人がE社に勤務していたことは推認できる。

しかし、E社は、昭和44年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である上、当該事業所に係る商業登記簿謄本によると、当該事業所の設立登記年月日は同年1月17日であることが確認できる。

また、元事業主は、「申立人を、昭和44年2月1日より前に、厚生年金保険加入の正社員として採用していない。」と回答している上、当時の同僚は、申立期間②について、「申立人と一緒に勤務したが、この期間は、自分も厚生年金保険に加入していない。」、別の元同僚は、「会社は、株式会社組織になってから、厚生年金保険に加入した。」と供述している。

なお、申立人は、「E社は、A社の子会社」と主張するが、当該事業所の元事業主及び複数のA社の元同僚は、「E社は、A社から独立して、元事業主が新会社を設立したものである。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年10月から8年9月までの標準報酬月額について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年10月から15年2月までの標準報酬月額について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成15年3月から同年12月までの標準報酬月額について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年3月は38万円、同年4月から同年12月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月2日から15年3月31日まで
② 平成15年3月31日から16年1月21日まで
③ 平成17年11月15日から20年9月21日まで

私は、年金記録を確認したところ、申立期間当時の給与明細書の支給額に比べて低い標準報酬月額になっている。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年10月2日の厚生年金保険被保険者資格取得時において41万円と記録されていたところ、8年3月12日付けで、資格取得時に遡って20万円に引き下げられ、同標準報酬月額は11年9月まで継続していることが確認できる。

また、当該事業所の複数の元同僚についても、平成8年3月12日付けで、標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された当該事業所に係る給与明細書において、訂正前の標準報酬月額（41万円）に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

加えて、申立期間当時、経理を担当していた監査役は、「平成7年から15年頃は、会社の経営は厳しかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成8年3月12日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年10月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が20万円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理と直接的な関係がうかがわれる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間①のうち、平成8年10月から15年2月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成8年10月から15年2月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書（13年5月、14年11月及び同年12月を除く。）において確認できる保険料控除額から38万円に訂正することが妥当である。

また、給与明細書の提出が無い平成 13 年 5 月、14 年 11 月及び同年 12 月についても、当該期間前後の給与支給額から判断すると、保険料控除は同様に行われていたものと推認できることから、申立人の当該期間における標準報酬月額を 38 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から調査協力が得られない上、上記給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立期間①の全期間において一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された B 社に係る給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 3 月は 38 万円、同年 4 月から同年 12 月までは 44 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から調査協力が得られない上、上記給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立期間②の全期間において一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③については、C 社（B 社より商号変更）から申立人に交付された平成 18 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、申立人の主張する給与支給額 60 万円に見合う標準報酬月額から試算した保険料額と比べて著しく低額となっている上、オンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料額とほぼ一致している。

また、申立人が確定申告時に D 税務署に提出した当該事業所に係る平成 19 年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、

オンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料額と一致している。

さらに、申立人から提出された平成 20 年 1 月から同年 5 月までの給与明細書により、オンライン記録の標準報酬月額（47 万円）に相当する保険料を控除されていることが確認できる上、申立人は「平成 18 年 11 月から退職するまで給与支給額は同じであった。」と供述していることから、同年 6 月以降の保険料控除についても同様であったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間③において申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から29年7月1日まで

私は、日本年金機構から脱退手当金についてはがきが届き内容を確認したところ、A事業所に勤務していた期間の脱退手当金が支給済みの記録だった。脱退手当金の説明を受け、手続を行った覚えは無いし、受領した覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が最初の被保険者期間を失念するとは考え難い上、2回の被保険者期間は同一の厚生年金保険記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間及び未請求の被保険者期間の記録が記載されているところ、支給額は法定支給額と2,689円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成2年1月から同年12月は32万円、3年1月から同年3月までは34万円、同年4月は36万円、同年5月から4年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月から5年3月までは34万円、同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月から同年12月までは28万円、6年1月から同年3月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月1日から6年4月25日まで

私は、昭和62年9月1日から平成6年4月25日まで、A市B区のC社に勤務したが、2年1月から退職までの厚生年金保険の記録上の標準報酬月額が給与明細書等の控除額に比べて減額されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、平成2年分

給与所得の源泉徴収票及び申立人から提出された3年1月から6年3月に係る給与明細書の報酬月額又は保険料控除額により、2年1月から同年12月までは32万円、3年1月から同年3月までは34万円、同年4月は36万円、同年5月から4年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月から5年3月までは34万円、同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月から同年12月までは28万円、6年1月から同年3月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記の給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日、同社D工場における資格喪失日に係る記録を37年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36年8月は2万4,000円、37年10月は2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

私は、昭和30年6月から平成10年1月までA社に継続して勤務したはずであるが、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。これらの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録及び同社への照会の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和36年9月1日に同社C工場から同社D工場、37年11月1日に同社D工場から同社E工場に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C工場は昭和36年8月31日、同社D工場は37年10月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同社は、「社会保険事務所（当時）の管轄変更を伴う転勤時に、被保険者資格の取得日及び喪失日を同日にすることについての認識を誤っていたことがある。」と回答していることから、申立期間①において同社D工場が厚生年金保険の新規適用事業所になる36年9月1日までは同社

C工場を、申立期間②においては同社E工場が適用事業所になる 37 年 11 月 1 日まで同社D工場を適用事業所とすべきであったと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和 36 年 8 月の社会保険事務所の記録から 2 万 4,000 円、及び申立期間②の標準報酬月額については同社D工場における 37 年 9 月の社会保険事務所の記録から 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本来、A社C工場の厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を昭和 36 年 9 月 1 日とし、同社D工場の厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を 37 年 11 月 1 日として届け出るべきところ、誤って 36 年 8 月 31 日及び 37 年 10 月 30 日とそれぞれ届け出たと考えられるとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 36 年 8 月及び 37 年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B市C区D）における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成5年2月1日から6年2月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月31日から同年2月1日まで
② 平成5年2月1日から6年6月1日まで

私は、昭和61年6月にA社に入社し、同年10月から厚生年金保険に加入したが、平成5年1月の厚生年金保険の加入記録が欠落している上、同年2月から6年5月までの期間に支給された給与額と標準報酬月額の記録が違っているのを確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、A社（E区F）が平成4年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことに伴い、申立人を含む27名

の従業員が同社（B市C区D）から同社（E区F）に適用事業所が切り替えられていることが確認できるところ、G銀行H支店から提出された申立人に係る普通預金明細書において確認できる給与振込額が、資格喪失日である5年1月31日以降もほぼ一定額が指定日に振り込まれていることが確認できる上、当時の同僚は、「申立人は、この時期に退職していない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社（B市C区D）における平成4年12月のオンライン記録から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を平成5年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②のうち、平成5年2月1日から6年2月1日までの期間については、G銀行H支店から提出された申立人に係る4年4月から6年1月までの期間の普通預金明細書により、申立人は、毎月月末にA社から給与が振り込まれていることが確認でき、申立期間②中の5年2月から6年1月までの給与振込額と標準報酬月額が19万円であった期間（4年10月から5年1月まで）の厚生年金保険料等を控除後の給与振込額とに差はほとんど認められない上、給与振込額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られている標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社（B市C区D）から平成4年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になった同社（E区F）に転籍している者は、申立人を含めて28名確認できるところ、転籍前後において標準報酬月額が減額となっている申立人を含む17名のうちの1名から提出された給与支給明細書等により確認できる報酬月額及び控除保険料に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られている当該同僚の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

さらに、これら 17 名のうち、第三者委員会に申立てを行った上記元同僚を含む 6 名は、給与支給明細書等から試算される標準報酬月額が社会保険事務所に届けられている標準報酬月額よりも高額であると認められ、記録の訂正が行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 5 年 2 月から 6 年 1 月までの標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間②のうち、平成 6 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額から試算される離職日以前 6 か月（申立期間②に係る 5 年 12 月 26 日から 6 年 6 月 25 日まで）の平均給与額 25 万 8,600 円に相当する標準報酬月額は 26 万円となり、社会保険事務所に届けられている標準報酬月額 14 万 2,000 円を大幅に上回っていることは確認できるが、申立人が主張する保険料を控除されていたことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等関係資料の所在は不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間の保険料の控除について確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間にその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を平成3年4月から4年3月までは15万円、同年4月から同年8月までは28万円、同年9月から同年11月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年12月31日まで

私は、平成元年6月から4年12月までA社で役員として勤務したが、3年4月から退職するまでの標準報酬月額が8万円となっており、明らかにおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の標準報酬月額については、当初、平成3年4月から4年3月までは15万円、同年4月から同年8月までは28万円、同年9月から同年11月までは36万円と記録していたところ、A社が休業を理由に同年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったその3か月後の5年3月31日付けで、3年4月に遡及して標準報酬月額を8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所の役員二人（申立期間当時の社長及び元社長）も、申立人と同じく平成5年3月31日付けで標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本から役員であったことが確認できるが、複数の元同僚は、「申立人は非常勤役員だった。」、「申立人は主にB（業務）を担当しており、直接、社会保険関係の業務を行うことは無かった。」と証言していることから、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務においてこのような処理を

行うべき合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額の見直しは有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年4月から4年3月までは15万円、同年4月から同年8月までは28万円、同年9月から同年11月までは36万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 21 日まで

私は、脱退手当金に関わる厚生年金加入記録についてのはがきを受け取り、A事業所で勤務していた昭和 40 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 21 日までの期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを知ったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間と脱退手当金支給決定日との間にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年10か月後の昭和47年1月31日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給対象となった事業所を退職した後の昭和46年11月*日に婚姻し、当該事業所の被保険者名簿において、支給決定前の47年1月11日付けで氏名変更がなされていることが確認できるが、新姓である「B」が「C」と誤って記載されている上、厚生年金保険被保険者番号払出簿は氏名変更がなされていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 5 日から 46 年 2 月 1 日まで
私は、A社に勤務した期間について、脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金を受給したことは無いので調査してほしい。なお、脱退手当金が支給された期間について、国民年金にも二重加入したため国民年金保険料の還付を受けている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和47年6月16日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、A社を退職後、間もなく転居しているが、日本年金機構B事務センターから提出された申立人に係る脱退手当金裁定請求書の住所は、転居後の住所ではなく転居前の住所が記載されているなど、当該裁定請求書の記載内容に不自然な点が見受けられることから、申立人の意思に基づいて脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、支給対象となる被保険者期間は49か月であるところ、脱退手当金裁定額の支給額の計算における被保険者期間は25か月と大幅に相違しており、裁定事務処理に不自然さが認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年6月30日は68万円、20年7月10日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成20年7月10日

私は、ねんきん定期便で年金記録を確認したところ、賞与記録が無く事業主を通じて申立てを行い記録訂正となったが、今回の申立期間については、前回の申立てから漏れていたようなので改めて申し立てるので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与支払明細書により、申立人は、申立期間①及び②において、賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書により、申立期間①については68万円、申立期間②については30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和58年9月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月27日から同年10月3日まで
私は、昭和44年3月24日から平成22年10月1日に退職するまで、A社に継続して勤務し、全期間において厚生年金保険に加入していると思っていたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間から欠落している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の社員経歴台帳、事業主から提出された社員台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和58年9月11日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和58年10月の社会保険事務所（当時）の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時、給与計算は本社で行い、社会保険の手続は各工場で行っていたことを踏まえると、申立人の給与から保険料を継続して控除していたが、申立人の保険料は、納付していなかったと考えられる。」と回答していることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉国民年金 事案 3750 (事案 609 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

前回の申立てでは認められなかったが、私は、申立期間の国民年金保険料については平成8年3月に納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の主張は、1回の国民年金保険料の免除申請で2年間の免除を認定されたというものであること、ii) 申立人の所持する年金手帳には昭和60年4月15日に任意加入資格を喪失した記載があり、A市の被保険者台帳はオンライン記録と一致していること、iii) 申立人が申立期間の保険料を納付したとする平成8年3月時点で申立期間の保険料は時効により納付することはできないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月

私は、申立期間当時大学生であったため、私の母が A 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、B 銀行 C 支店で国民年金保険料を毎月納付していたにもかかわらず、申立期間の 1 か月だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が A 市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、B 銀行 C 支店で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録において、申立期間の保険料を納付した事実の記録が無い上、A 市の国民年金被保険者名簿及び検認記録においても申立期間の保険料を納付した記録は確認できない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母の記憶が不鮮明のため、申立期間の保険料納付について具体的説明が得られない。

加えて、申立期間は平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ない。

そのほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から49年3月まで

私は、昭和46年12月に夫と二人で自営業を始めた際、夫婦そろって国民年金に加入し、売上金等を集金に来ていた銀行員に毎月国民年金保険料の納付を依頼していたのに、申立期間が未納となっているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年12月に夫婦そろって国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の所持している年金手帳は49年11月以降に使用されているオレンジ色の様式のものであり、申立人の国民年金の記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、50年4月4日にA社会保険事務所（当時）からB市に払い出されたことが確認できる上、申立人が加入手続を行った日は、申立人の記号番号の前後の任意加入者の資格取得日により同年4月24日と推認される。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は昭和50年4月に加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入である。

さらに、申立人と同時に加入手続を行った申立人の夫も申立期間は未納であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年4月
② 昭和54年1月から同年3月まで

私は、勤務先から国民年金に加入するように言われたので、私の母が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。また、昭和54年1月から同年3月までの期間の保険料は、私が毎月郵便局で納付していた。申立期間が未加入及び未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳及びA市の保管する国民年金被保険者名簿において、申立人は、昭和48年5月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが記載されており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間①については、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間②については、上記特殊台帳及び被保険者名簿において、保険料を納付した記録が無く、オンライン記録とも一致している。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3754

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私は、昭和61年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間当時はアルバイトをしており、その給与で国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を現年度納付したと申述しているが、オンライン記録において、過年度納付書の作成記録が確認できる上、A市の保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録において、申立期間は未納とされており、オンライン記録と一致している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月から49年3月まで

私は、昭和46年12月に妻と二人で自営業を始めた際、夫婦そろって国民年金に加入し、売上金等を集金に来ていた銀行員に毎月国民年金保険料の納付を依頼していたのに、申立期間が未納となっているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年12月に夫婦そろって国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の所持している年金手帳は49年11月以降に使用されているオレンジ色の様式のものであり、申立人の国民年金の記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、50年4月4日にA社会保険事務所（当時）からB市に払い出されたことが確認できる上、申立人が加入手続を行った日は、申立人の記号番号の前後の任意加入者の資格取得日により同年4月24日と推認される。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は昭和50年4月に加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入である。

さらに、申立人と同時に加入手続を行った申立人の妻も申立期間は未納であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月から40年9月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、毎月町内会の集金により、母が納付してくれていた。親戚及び同郷の友人には20歳に加入した記録があり、私の申立期間の保険料も納付していると思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）の保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年12月17日にA県B郡C町で払い出されていることが確認できる上、特殊台帳及び申立期間以降に居住したD区の保管する国民年金被保険者名簿において、申立人は同年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は亡くなっているため、申立期間に係る加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3757 (事案 1532 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで

私は、自宅に来たA市の国民年金委員の集金人に夫と共に国民年金の加入手続及び保険料納付をお願いした。私は、その集金人から5年間遡って支払うように勧められたので、時期や納付額については定かでないが、夫の分と共に5年間遡って保険料を納付し、集金人が特例納付の手続を全て行ってくれた。私は、集金人に2～3回に分けて約3万円を2年間にわたり分割納付したことを覚えている。

申立期間が未納とされているのは納得できないため、今回、家計簿を添えて提出するので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の特例納付を行ったとする時期、納付方法等についての記憶が定かでなく、納付した状況が不明であり、申立内容の推認が困難であること、ii) 申立人は25歳から国民年金保険料を納付しており、特例納付制度が年金受給権の確保を主たる目的としていたことを考え併せると、特例納付を行う必要性は低く主張に不自然さがあること、iii) 申立人が申立期間の保険料を特例納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年8月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から提出された昭和47年から55年までの家計簿の写しには、49年以降の欄に当時の保険料の2名又は3名分の金額と一致する記載が散見されるものの、費目記載が明確ではなく、申立期間に係る保険料

を特例納付したことを推認できる記載は見当たらないことから、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料として認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3758 (事案 1533 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで

私は、自宅に来たA市の国民年金委員の集金人に妻と共に国民年金の加入手続及び保険料納付をお願いした。私は、その集金人から5年間遡って支払うように勧められたので、時期や納付額については定かでないが、妻と共に5年間遡って保険料を納付し、集金人が特例納付の手続を全て行ってくれた。私は、集金人に2～3回に分けて約3万円を2年間にわたり分割納付したことを憶えている。

申立期間が未納とされているのは納付できないため、今回、家計簿を添えて提出するので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の特例納付を行ったとする時期、納付方法等についての記憶が定かでなく、納付した状況が不明であり、申立内容の推認が困難であること、ii) 申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間に係る保険料納付等に関する記憶が定かでなく、申立期間の納付状況が不明であること、iii) 申立人が申立期間の保険料を特例納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年8月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から提出された昭和47年から55年までの家計簿の写しには、49年以降の欄に当時の保険料の2名又は3名分の金額と一致する記載が散見されるものの、費目記載が明確ではなく、申立期間に係る保険料

を特例納付したことを推認できる記載は見当たらないことから、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料として認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年11月及び同年12月

私は、平成5年5月に外国人女性と結婚するため入国管理局へ手続に行ったところ、税金の滞納等があると手続できないと言われたため、同年7月にA県B町役場（当時）に行き未納だった税金等を納付したはずであるのに、申立期間が未加入の記録になっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年7月にB町役場で未納にしていた税金等を納付したと述べているが、戸籍の附票により、申立人は申立期間より前の4年10月9日にC市に転居していることが確認でき、B町役場で申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付が可能だったとは考え難い。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は、当時の家計簿を提出しているところ、同家計簿には平成5年7月22日に3万8,000円を「B町税金」として支出した記載が確認できるが、当該記載をもって申立期間の保険料を納付したことを推認するには至らない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではない上、上記家計簿以外に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から61年7月まで

私は、専門学校を卒業後に就職したA事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、B市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付は勤務先の休日が平日であったため、銀行か郵便局で納付した。申立期間が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は銀行か郵便局で納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録(1)欄には昭和63年7月1日に国民年金被保険者の資格を取得したことが記載されており、当該資格記録はオンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムにおいて、申立人の氏名の読み方を変えて検索したが、申立人が申立期間に国民年金に加入していた形跡は確認できない上、昭和59年1月から60年7月までに社会保険事務所(当時)からB市に払い出された国民年金手帳記号番号を縦覧調査した結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3761

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から42年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から42年5月まで

私は、住んでいた地区の7戸の世帯で構成される納付組織の集金により、各種の公租公課を納めていた。納付組織では、毎月順番で各戸が集金担当となり、国民年金保険料を含めた各種公租公課を集金しており、7か月に1回は自分が集金担当となり、他6戸の分と母の保険料を含めた各種公租公課を集金していたので、厚生年金保険加入期間中も国民年金保険料を集金されたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者期間を含む申立期間の国民年金保険料を納付組織の集金により納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者となった日」が昭和42年6月1日と記載されており、A町の国民年金被保険者名簿の資格取得日と一致している上、オンライン記録では、国民年金被保険者の資格取得日が48年5月21日になっているが、当該資格取得日は厚生年金保険被保険者の資格喪失日に基づき、平成12年9月29日付けで訂正されたものであり、オンライン記録上においても当初の国民年金被保険者の資格取得日は昭和42年6月1日であったことが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこととうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の一部は厚生年金保険被保険者期間であったが国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 42 年 6 月頃と推認され、A 町の被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者期間であった同年 6 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料の印紙検認記録が確認できること、及びオンライン記録において、42 年 6 月から 48 年 4 月までの期間の国民年金保険料は厚生年金保険被保険者期間に対する納付であることを理由として、平成 12 年 10 月 13 日に還付されていることが確認できることを考え合わせると、申立人が厚生年金保険被保険者期間中も含め国民年金保険料を納付したとの主張は、昭和 42 年 6 月以降の国民年金保険料を納付したときの記憶に基づくものである可能性が考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成元年 3 月まで

私は、平成元年 6 月 * 日の結婚を契機に国民年金に加入し、当時、5 年間の未納があったので、同年 12 月の賞与からまとまったお金を持って A 市役所又は B 市役所の窓口へ行き、全部納付したいと申し出たが、2 年分しか納付できないと言われて 2 年分の国民年金保険料を納付した。しかし、納付記録では同年 4 月及び同年 5 月の 2 か月分のみが納付となっており、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 6 月 * 日の結婚を契機に国民年金に加入し、A 市役所又は B 市役所の窓口へ行き、申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第 3 号被保険者の該当処理日から、同年 8 月頃に行われたものと推認でき、同年 12 月を納付時期と考えた場合、申立期間のうち昭和 62 年 9 月以前の保険料は、時効により納付することができないことから、申立人が申立期間の保険料を一括して納付したとは推認できない。

また、申立人は、申立書において、平成元年に A 市役所又は B 市役所の窓口で保険料を納付したと記載しているが、申立人が所持する年金手帳には 2 年 11 月 13 日に B 市から A 市へ住所変更されていることが確認できる上、保険料の納付場所について、申立人及びその夫に聴取しても、夫婦共に B 市又は A 市のどちらの市役所であったか分からないと述べていること、及び保険料の納付時期についても、申立人の夫は元年 12 月頃と述べているが、申立人は同年 12 月であったか 2 年 12 月であったかはっきり記憶していないと述べていることから、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3763 (事案 2458 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から 63 年 8 月まで

私は、昭和 63 年 9 月に A 社に入社した後の同年 10 月頃、入社前の期間について国民年金保険料を納付しなければならないことを会社からの指摘で初めて知り、国民年金の加入手続に行って申立期間の保険料を一括で納付した。手続した場所は社会保険事務所（当時）だったと思う。

そのとき、受け付けてくれた社会保険事務所職員から「これで全て大丈夫です。」、「2 年過ぎると払えないところだったんですよ。」と言われた記憶があり、安心していた。それなのに、年金記録を照会したところ、申立期間について未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の 20 歳加入者の資格取得日から、平成 7 年 2 月以降に行われたことが推認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は時効のため納付することができないこと、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき 22 年 6 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 17 日

私は、平成 14 年 1 月 21 日から 16 年 12 月 21 日まで、A 社に勤務し、同年 12 月の賞与から厚生年金保険料が控除されているが、標準賞与額の記録がねんきん定期便に記載されていなかった。同年 12 月の賞与支給明細書と賞与の入金が分かる通帳の写しを提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書と預金通帳の写しにより、申立人は、平成 16 年 12 月の賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除され、同年 12 月 17 日に賞与支給明細書に記載された保険料等控除後の差引支給額が申立人の預金口座へ振り込まれていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第 19 条第 1 項の規定において、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされているところ、申立人の A 社における雇用保険の加入記録は平成 14 年 1 月 21 日資格取得、16 年 12 月 20 日離職となっており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合する。

これらのことから判断すると、平成 16 年 12 月は、申立人が B 厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に同社から支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から19年11月1日まで
私は、兄が経営するA社に、母の介護を行った期間を含む平成3年4月から21年3月末日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が19年11月1日からの期間しかないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及び賞与支払明細書において、申立期間の厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、A社において経理を担当している事業主の妻は、「申立期間において、申立人は厚生年金保険の加入基準を満たしていなかったため、給与から保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち60歳に到達する日までの期間は国民年金の被保険者であることが確認でき、申立期間に第1号被保険者と第3号被保険者との種別変更手続を4度行い、第1号被保険者期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、B町において国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更を行った平成14年9月14日に、国民健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月頃から49年8月頃まで
私は、申立期間にA社で正社員として勤務していたが、厚生年金保険に加入していないことになっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚の証言により、申立人は、勤務した期間は特定できないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、元事業主は死亡しているため、賃金台帳等関連資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和45年10月から50年9月までの期間について、国民年金の被保険者であり、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間の健康保険被保険者証は、夫の会社の被保険者証を使っていた。」と供述している。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3833

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月12日から38年7月21日まで

私は、A社を昭和38年7月に退職した後、同社での厚生年金保険被保険者期間について、同年12月に脱退手当金を支給されたことになっているが、受給した記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和38年12月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月から同年12月頃まで

私は、申立期間においてA社（現在は、B社）にC（職種）として勤務し、同社での厚生年金保険被保険者証を所持していた記憶があるが、厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げたA社の元上司及び元同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の厚生年金保険被保険者の資格取得届及び同喪失届の控えが保管してあったが、申立人に係る届書は見当たらないことから、申立てどおりの資格取得及び喪失に関する届出は行っていない。」と回答している。

また、元同僚は、「社員を社会保険に加入させることについては、3か月とか半年とか様子を見た上で加入させていたのではないかと思う。」と供述し、別の元同僚は、「申立期間当時、見習期間はあったと思う。私自身、入社時に会社から半年くらいの見習期間があるとされた。」と供述していることから、当該事業所においては、申立期間当時、入社と同時に社員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を縦覧しても、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から 42 年 4 月 17 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 4 月まで

私は、A社を昭和 41 年 3 月に退職してから 1 か月後くらいにB社に入社し、3 年くらい勤務していた。B社の厚生年金保険被保険者期間が 42 年 4 月 17 日から 43 年 10 月 1 日までの期間しかないのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社を昭和 41 年 3 月に退職してから、1 か月後くらいにB社に入社し、3 年くらい勤務していた。」と主張している。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 42 年 4 月 17 日であり、申立期間①は適用事業所となる前の期間である。

また、申立人と同様にA社を昭和 41 年 3 月に退職後、B社に入社した元同僚は、「私は、A社が倒産したため、紹介されてB社にすぐ入社した。」と供述しているが、オンライン記録によると、当該元同僚がB社で厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、申立人と同じく同社が適用事業所となった 42 年 4 月 17 日であることが確認できる。

さらに、申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人のB社の離職日は昭和 43 年 9 月 30 日であることが確認でき、その翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の記録と符合する。

加えて、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月16日から3年3月1日まで

私は、A社に平成2年11月16日にアルバイトとして入社し、3年2月末に退職するまで継続して勤務した。同社が発行した平成2年分給与所得の源泉徴収票において社会保険料控除が確認できるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社が発行した平成2年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主は、「申立期間当時、アルバイトは厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答し、オンライン記録により、同社で厚生年金保険被保険者の資格を取得している元同僚も同様の供述をしている。

また、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立人が申立期間の前に勤務していたB社で控除された平成2年1月から同年5月までの5か月分の社会保険料等の試算額におおむね一致しており、A社では厚生年金保険料が控除されていなかったことが推認できる。

さらに、オンライン記録において、A社の職歴審査照会回答票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 2 日から 7 年 3 月 13 日まで

私は、平成 6 年 7 月に A 社に入社し、入社当初から退社するまで給与体系は基本給 18 万円及び歩合給であり、毎月 24 万円から 34 万円が支給され、それに見合う厚生年金保険料が控除されていた。申立期間の標準報酬月額が 19 万円とされているのは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「入社当初から退社するまで基本給及び歩合給を合わせた給与として、毎月 24 万円から 34 万円が支給され、それに見合う厚生年金保険料が控除されていた。」と申し立てている。

しかし、A 社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を提出しており、同通知書には、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日（平成 7 年 3 月 13 日）時点の標準報酬月額が 19 万円と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、A 社は、「申立人の標準報酬月額を 19 万円と届け出ており、保険料も 19 万円に見合う額を控除していた。また、基本給及び歩合給で契約した社員については、入社時に決定した標準報酬月額を次の定時決定まで変更しなかった。」と回答しており、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたことは確認できない。

さらに、申立期間当時に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を有する 5 人に申立人について照会し、3 人より回答を得たが、申立人の標準報酬月額について具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 4 月に A 社に入社し、平成 22 年 10 月末日に定年退職するまで勤務した。その間、昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月まで B 事業所に、63 年 1 月から平成元年 9 月まで、C 国 D 社との合弁会社である E 社に出向し勤務したが、その期間の中で、昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの期間の標準報酬月額が、同年 3 月時点の標準報酬月額の半分になっていることに納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社から提出された申立人に係るパーソナルプロフィールにより、申立期間を含む昭和 63 年 1 月 1 日から平成元年 9 月 30 日までの期間、E 社に出向していることが確認できるところ、申立人は、「昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの期間の標準報酬月額が、同年 3 月時点の標準報酬月額の半分になっていることに納得できない。」と主張している。

一方、オンライン記録において、昭和 63 年 3 月まで 34 万円と記録されていた申立人の標準報酬月額は同年 4 月に事業主により随時の月額変更届が提出されたことにより、17 万円に改定（同年 5 月 2 日処理）されていることが確認できる。

このことについて、当該事業主は、「てん末については不明である。」と回答しているが、事業主から提出された「海外勤務者規程」の第 15 条（海外給与、国内給与の算定基準）に、海外勤務者等の国内給与は、「所得税相当額控除後の国内基準内賃金×支給係数」の規定があり、その支給係数は 30% となっていることが確認でき、申立人が海外に出向した昭和

63 年 1 月を起算月とした同年 4 月に月額変更届が提出されたと考えられ、その処理に不自然な点は認められない。

このほか、申立人及び事業主は、申立期間における国内給与明細書等の厚生年金保険料の控除等が確認できる資料を所持していないため、海外勤務者規程に基づいた当時の給与については確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3839

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 15 日から 40 年 8 月 21 日まで
② 昭和 40 年 8 月 21 日から 42 年 10 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）において、老齢厚生年金の請求手続を行ったときに、申立期間の脱退手当金を受け取っていることを聞いたが、A社から脱退手当金の説明を受けた記憶は無く、脱退手当金を請求し、受け取った記憶も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和42年12月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3840

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 16 日から 43 年 10 月 1 日まで
私は、A（機関）B 事業所を退職後の昭和 44 年 8 月頃、3 万円ぐら
いを受給した記憶はあるが、39 年 4 月から加入した C 社、同年 7 月か
ら加入した D 社に係る合計 7 か月の厚生年金保険加入期間は脱退手当金
として支給されていないのに、その後、同年 11 月 16 日から 43 年 10 月
1 日まで加入した A（機関）B 事業所における加入期間の脱退手当金が
支給されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算
して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給を認
めている期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該事業所を最
終事業所として脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が無く、申立
人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはいか
げないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手
当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間
と受給を認めている期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤り
は無い上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給した
ことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申
立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月8日から同年4月1日まで

私は、平成3年9月から4年12月までA企業グループのB社（現在は、C社）に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、3年9月16日から4年2月8日まではグループ会社であるD社の被保険者として、同年4月1日から同年12月11日まではB社の被保険者として記録されおり、申立期間については、被保険者記録が欠落している。申立期間を含め、勤務地及び職種に変更は無く、厚生年金保険料も継続して控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、B社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社の事業主から提出された申立期間に係る「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の記載内容は、オンライン記録と一致している上、当該事業主は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができる資料は残っていない。」と回答している。

また、申立人と同様に、申立期間が未加入期間とされている元同僚のうち1名が所持するB社に係る平成4年2月及び同年3月の給与明細書において、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるが、同年8月の給与明細書において、申立期間に係る2か月分の保険料が相殺及び返納されていることが確認できる。

このことについては、別の元同僚が所持するB社から従業員宛ての説明

文に、i) 同社が適用事業所と認定されるまでは、従業員を便宜的に兄弟会社のD社で厚生年金保険に加入させていたこと、ii) 平成4年2月から同社が厚生年金保険の適用事業所として認定予定になったことから、同社の従業員について同年2月8日付けでD社における資格喪失届を提出したこと、iii) 同社の適用事業所としての認定が同年4月1日にずれ込み、結果的に申立期間の被保険者期間が空白になったこと、iv) 申立期間に給与から控除した保険料(2か月分)を同年7月の給与で相殺及び返納することが記載されており、同説明文が申立人に対しても当該元同僚と同様に配付されたものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3842

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 11 月 28 日から 8 年 10 月 28 日まで
② 平成 13 年 11 月 16 日から 14 年 6 月 27 日まで
③ 平成 14 年 6 月 27 日から 20 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①はA市B区Cの「D事業所」に、申立期間②はE郡F町の「G事業所」に、申立期間③はE郡F町Hの「I事業所」に看護師として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「平成 7 年 11 月 28 日から 8 年 10 月 28 日まで J（機関）D 事業所に勤務した。」と主張しているところ、事業主は、申立人の在籍について「当法人の資料に申立人の氏名は無く、不該当。」と回答している。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録において当該事業所における勤務が確認できず、申立人は、当時の K（役職）及び同僚等の氏名を覚えていないことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①において、申立人は、第 3 号被保険者及び第 1 号被保険者として国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「平成 13 年 11 月 16 日から 14 年 6 月 27 日まで L（機関）G 事業所に勤務した。」と主張しているところ、事業主は、「申立人から履歴書が提出されたのは 14 年 2 月 28 日であり、申立人の在籍期間は同年 4 月 22 日から同年 10 月 15 日までの期間であ

る上、申立人は厚生年金保険に加入しておらず、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得及び喪失の手続は取っていない。」と回答している上、事業主から提出された申立人に係る賃金台帳及び平成 14 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿においても、厚生年金保険料の控除がされていないことが確認できる。

また、申立人は、M町において、平成 11 年 1 月 26 日から 14 年 8 月 18 日までの期間は国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「平成 14 年 6 月 27 日から 20 年 12 月 1 日までN（機関）I 事業所に勤務した。」と主張しているところ、事業主は、「申立人の在籍期間は、14 年 10 月 16 日から 20 年 12 月 1 日までである。」と回答していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「申立人は、週 3 日、1 日 7.5 時間の勤務契約であり、申立人に係る厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、事業主から提出された申立人に係る平成 14 年から 20 年までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿においても、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、O市において、平成 16 年 8 月 16 日から国民健康保険に加入し、現在も加入中であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 19 日から 60 年 4 月 22 日まで
② 平成 16 年 3 月 29 日から同年 12 月 21 日まで

私は、昭和 55 年 4 月から 60 年 4 月まで A 社で勤務し、平成 16 年 3 月から同年 12 月まで B 社で勤務した。申立期間の標準報酬月額が、実際の手取額と比較して著しく低いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、A 社から提出された申立人の申立期間①に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人の標準報酬月額が 14 万 2,000 円と届出されたことが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、当該事業所は、「申立期間①当時、新規採用の C（職種）の収入は、14 万 2,000 円ぐらいであったと思う。」と回答しているところ、オンライン記録によると、当該事業所において申立人の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 10 名の C（職種）の資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額の 14 万 2,000 円であることが確認できる上、当該事業所は、「申立人の申立期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の関連資料を保有していない。」と回答していることから、申立人の申立期間①当時の保険料控除について確認できない。

さらに、当該事業所において、申立期間①に厚生年金保険の加入記録がある元同僚 20 名のうち、所在が判明し回答を得ることができた 4 名

のうち3名は、「申立期間①当時、自分の厚生年金保険の標準報酬月額について不自然さは無かった。」とし、ほかの1名は、「当時のことは分からない。」と供述している。

このほか、申立期間①において、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票を確認しても、標準報酬月額等の記録訂正が行われた形跡は無く、記録管理に不自然さは認められない上、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、B社から提出された平成16年分賃金台帳において、同年3月29日から同年9月30日までの期間は標準報酬月額13万4,000円、同年10月1日から同年12月21日までの期間は標準報酬月額20万円に見合う保険料額が控除されていることが確認できる。

また、当該事業所は、「新規のC（職種）の収入は、実際に稼働しなければ、能力を確認できないため13万4,000円を設定した。」と回答しているところ、オンライン記録によると、当該事業所において、申立人の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した10名のC（職種）の資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額の13万4,000円であることが確認できる。

さらに、当該事業所において、申立期間②に厚生年金保険の加入記録がある元同僚7名のうち、所在が判明し回答を得ることができた3名のうち2名は、「申立期間②当時、自分の厚生年金保険の標準報酬月額について不自然さは無かった。」とし、ほかの1名は、「当時のことは分からない。」と供述している。

このほか、オンライン記録において、申立人の申立期間②の標準報酬月額等の記録訂正が行われた形跡は無く、不合理な処理は見当たらない上、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3844

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 46 年 12 月まで
私は、申立期間においてA社が経営する「B事業所」で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、当該事業所は、昭和 62 年 8 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人に係る人事記録等の所在は不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 4 月 30 日まで
② 昭和 34 年 9 月 14 日から 35 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 2 月 10 日から 38 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間において、A府B市に所在したC事業所（その後、D社に名称変更）にE（職種）として勤務した。年金事務所の記録では、当該事業所における脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金をもらった記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年5月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間において同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3846

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 11 日から同年 5 月 22 日まで

日本年金機構から送られてきた文書で、A社における厚生年金保険加入期間について脱退手当金が支給されていることが分かった。B社及びC社における加入期間については、自分で社会保険事務所（当時）に行き、脱退手当金を請求したが、A社については請求していないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている厚生年金保険被保険者期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたことになっており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和43年11月29日に支給決定がなされており、一連の事務処理に不自然さはない上、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3847（事案 1924 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月30日から32年4月20日まで
② 昭和35年1月20日から同年10月20日まで
③ 昭和37年7月1日から38年12月まで

私は、昭和28年11月6日にA社に見習いで入社し、29年2月から厚生年金保険に加入した。32年に同社B支店に異動し、退職するまで同支店で継続して勤務していた。申立期間当時のB支店長が、私が申立期間も同社に勤務していたことを証明してくれたので再審議してほしい。また、同社には、自動車免許を再取得した38年12月まで正社員として勤務していたことを思い出したため、37年7月1日から38年12月までを申立期間に追加するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) A社から提出された「健保、厚生年金台帳」及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険、厚生年金保険の記録は一致していること、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間①前後の被保険者期間と異なることから、一旦資格を喪失して新たに資格を取得する手続きが行われたと考えられること、iii) 当該事業所において申立期間当時に厚生年金保険被保険者期間がある元従業員は、勤務期間と厚生年金保険被保険者期間が一致していると供述していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たに申立期間③を追加し、C（作業）を行い、継続して正社員として当該事業所に勤務していたと主張して

いるところ、申立人が氏名を挙げた元同僚等の供述から、申立人が、申立期間に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、社会保険事務を担当していた元同僚から提出された「健保厚生基金雇用」（当該元同僚が当該事業所で保管していた資格得喪届の控えを基に作成）の申立人に係る記録は、昭和32年4月20日の取得日が1か月違いの同年5月20日となっている以外全てオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3848

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 23 日から 40 年 5 月 9 日まで
私の年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の加入期間について脱退手当金支給済期間となっているが、当時、脱退手当金制度を知らず、請求手続を行った記憶も無いので、受給していないことは間違いない。調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年7月7日に支給決定されているほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、元同僚の一人は、「申立人が、退職前後に脱退手当金を受給するようなことを話していた。」と供述している上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から 42 年 6 月 11 日まで
私は、A社に勤務した申立期間について、脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金を受給したことは無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年10月6日に支給決定されているほか、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の印が押されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間よりも前に勤務したB社の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金が支給されているところ、申立人は、「脱退手当金をもらったかもしれない。」として当該期間について申立てを行っていないことを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間について受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月 28 日から同年 5 月 19 日まで
② 昭和 42 年 9 月 1 日から同年 9 月 26 日まで
③ 昭和 43 年 4 月 2 日から 44 年 6 月 15 日まで
④ 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 2 月 20 日まで
⑤ 昭和 45 年 4 月 15 日から 46 年 8 月 16 日まで

私は、申立期間の厚生年金保険被保険者記録において、昭和 46 年 12 月 15 日支給と記録されている脱退手当金について、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所（A社）の厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月後の昭和 46 年 12 月 15 日に支給決定されているほか、厚生年金保険脱退手当金支給報告書に記載されている、申立人の申立期間に係る被保険者期間、支給額及び支給年月日はオンライン記録と一致している上、当該報告書の備考欄に記載されている「1,200」の番号と、最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄に記載された脱退手当金の支給を示す「脱 46/1200」の表示が一致するなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 16 日から 41 年 2 月 1 日まで

私は、A社B工場で勤務した申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年4月5日に支給決定されているとともに、申立人が勤務したA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年2月1日の前後2年以内に資格喪失した脱退手当金の受給資格を有する5名のうち、申立人を含む4名は、オンライン記録において、脱退手当金を支給したことになっており、このうち、申立人を含む3名が6か月以内に、1名が10か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3852

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月5日から33年10月18日まで
② 昭和34年5月1日から同年9月5日まで
③ 昭和34年9月5日から40年5月20日まで

私の厚生年金保険被保険者記録に、昭和41年3月29日支給と記録されている脱退手当金（A社B工場、C事業所及びD社）について、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、E省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、支給額に計算上の誤りが無いほか、申立期間に係る最終事業所（D社）の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで
私は、厚生年金保険被保険者記録に昭和 43 年 11 月 19 日支給と記録されているA社の脱退手当金について、受給した記憶が無いので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和43年11月19日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間の前に勤めていたB社退職後に脱退手当金を受給していることを認めていることから、脱退手当金制度を承知していたと考えられ、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月7日から29年11月まで

私は、昭和28年8月から29年11月までA市のB社に勤めていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は28年8月22日から同年11月7日までと記録されている。申立期間において厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚で申立人の妹のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の妹は昭和28年8月22日に資格取得し、29年6月19日に資格喪失していることが確認できるところ、申立人の妹は「姉とはB社に同時に入社したが、私の方が1年くらい長く在籍したと思う。」と供述している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和28年8月から同年11月までの間に厚生年金保険に加入した元同僚のうち、住所が判明した元同僚7名を調査したところ、6名は、「申立人を知らない。」と供述し、1名は、「申立人のことは知っているが、申立人の勤務期間までは知らない。」と供述していることから、申立人の勤務期間を特定することはできない。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は、「現在の事業主に確認した結果として申立期間当時の関係書類は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月1日から31年4月1日まで
私は、昭和30年12月1日から31年3月末までA社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当時の元同僚を記憶していないことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録がある6人に照会したところ、そのうち回答のあった3人の元同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、申立期間当時の元事業主は既に死亡している上、現在の事業主は、当時の資料は無く、厚生年金保険料の控除については、不明と回答していることから、申立人の申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 3 月 10 日まで
② 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 12 月 6 日まで
③ 昭和 44 年 12 月 5 日から 48 年 7 月 31 日まで

私は、A社、B社及びC社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、C社を退職する際には、脱退手当金制度を知らなかったため、請求手続は行っておらず、脱退手当金は受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、支給対象期間の最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和48年12月11日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3857

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 16 日から 37 年 12 月 30 日まで
② 昭和 38 年 1 月 4 日から 40 年 1 月 1 日まで

私の年金記録では、脱退手当金を受給したことになっているが、私は A 社を退社後、会社にも社会保険事務所（当時）にも行ったことがなく、脱退手当金を受給していない。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手 40. 9. 14」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 9 か月後の昭和 40 年 10 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 47 年 6 月から 53 年 8 月まで A 社に勤務したが、給与が減額されたことは無いのに、申立期間の標準報酬月額が直前の標準報酬月額と比べて大幅に下がっていることは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間における標準報酬月額が 3 万 6,000 円と記録されているが、給与が下がったことは無いので、直前の標準報酬月額である 6 万 8,000 円に記録を訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時の関係資料は保管されていないため、実態については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人とほぼ同時期に入社した 12 名（申立人を含む）のうち昭和 47 年 10 月の定時決定において、標準報酬月額が増額となった者は 1 名、変動の無い者は 3 名おり、減額となった者は申立人を含めて 8 名いることが確認でき、申立人のみが特殊な取扱いを受けていたという事情は見当たらない。

さらに、上記元同僚のうち標準報酬月額が減額となった 5 名に照会したところ、そのうち 3 名から回答があったが、具体的な証言は得られず、申立人の保険料の控除について確認することができない。

加えて、当該事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名

簿の標準報酬月額記録とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間において、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が事業主により、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。